

関西広域の中小・ベンチャー企業を対象とした特許出願公報情報の収集
及び情報発信用資料の作成に係る業務委託（仕様）

1. 委託者と目的
 - ・ 委託者は、(公財)関西文化学術研究都市推進機構とし、以下「機構」という。
 - ・ 関西広域の中小・ベンチャー企業による“特許出願に伴う公報”の情報を収集・整理し、「機構」の関係先に対して情報を発信することにより、中小・ベンチャー企業のビジネスマッチングの契機などに活用する。
2. 業務内容
 - ① 主な業務
収集対象の企業による特許申請に伴い生じる“公報”情報を、同時の情報源も活用の上で収集し、その内容に関する抄録を作成する。また、特に際立つ内容を含む特許案件は、「特に注目する案件」として深掘した抄録を作成し、「機構」に情報を整理の上で資料にとりまとめて提出する。（必要に応じて、図を添付する。）
 - ② 主な情報収集対象
関西 2 府 5 県に出願人・発明者の住所や拠点がある中小・ベンチャー企業による国内特許の公報情報とする。
但し、当該収集対象から、一部上場企業などの大手企業、大学、公的研究機関に関する団体の特許は対象外とする。
 - ③ 情報の整理、取りまとめ、納品
 - ・ 毎月、1 か月単位で 10～20 件程度の候補となる特許のタイトル等の概要情報を受託者が「機構」に提示の上で協議し、抄録作成の案件として 5～8 件を選定する。
 - ・ また、これと並行して特に注目する特許案件について 3 件程度、「機構」と協議の上で選定する。
 - ・ 選定された案件は、選定月の翌月 25 日（当該日が非営業日の前は、直前の営業日）までに、「機構」に対して報告資料に整理の上で、資料にとりまとめて提出する。
 - ・ 提出に際しては、抄録を記載した印刷物を 3 部と電子データ一式を提出する。なお、電子データはマイクロソフト社のパワーポイントの形式を原則とする。
 - ・ 応募時点の報告資料の「様式」は任意とします。しかし、契約までに「機構」と協議し、変更する場合があります。
 - ④ お支払条件
月別の請求書を「機構」が受領し、委託内容の実施状況等に関して検収を行った後、翌月末にまでに支払うものとします。
3. 業務期間
 - ・ 契約締結後、平成 29 年 9 月末まで
なお 10 月以降の取扱いは、実績を踏まえた協議とします。
4. 委託額（いずれも税別）
 - ・ 納品物のある月 : 月額 15 万円以内
 - ・ 納品物のない月 : 月額 10 万円以内
 - ※ 9 月末まで、最大 135 万円以内
5. 応募等の手続き
 - ① 応募先・問合せ先
公益財団法人 関西文化学術研究都市推進機構
新産業創出交流センター 新産業創出会員事業室長 樹下孝雄
〒619-0237
京都府相楽郡精華町光台 1-7 けいはんなプラザ ラボ棟 3 階
電 話 : 0774-98-2277
メール : t-kinoshita@kri.or.jp
 - ② 選定方法
応募者から提出される提案書の内容を、当機構設定する基準に基づき評価の上、決定します。（提案書本文、報告資料様式案、見積書を提出してください。）
 - ③ 応募締切日時
平成 29 年 5 月 10 日（水）午前中
 - ④ 選定結果の通知
選定先に対してのみ、電話、電子メールにて通知いたします。（応募締切日から 7 営業日以内を目途とします。）

評価項目

以下の項目に関する合計点の最も高い提案者と契約交渉を行います。

1. 応募者の同種業務に関するこれまでの実績

実績が2件以上 : 5点
実績が1件 : 3点
実績が0件 : 0点

2. 提案内容が、機構要望に沿ったものか否か

提案内容が優れている : 5点
提案内容が良好である : 3点
提案内容に改善点がある : 1点
提案内容は要望点に達していない : 0点

3. 見積金額が機構要望範囲内かつ競争力のある提示額か

評価点 = 機構の機構上限額を満足の点数 × 競争力のある額の評価点 の積

提案額が上限額を満たしている。 : 10点
提案額が上限額を満たしていない。 : 0点

提案者のうち最安値 : 5点
※以降、提案者の順位により、1点ずつ減点（例：次点額の提案者は4点）

計 60点満点